

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の原則3-1(ii)をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則4-1-3

■ CEOの後継者計画

金融事業への精通、人望や品格、経営に関する客観的判断能力等を考慮した上で、外部人材の招聘も含め適切な後継社長候補者を選定致します。取締役会では現任社長からの提案を基に、社外取締役を含めて十分な審議を行い、そのうえで株主総会へ提案しております。

補充原則4-10-1

■ 指名・報酬に係る独立した諮問委員会の設置

当社は、取締役会の助言機関として社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）、代表取締役及び代表取締役が指名した社内取締役により構成されるガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、社長執行役員の指名や取締役の報酬などに関する事項、取締役会の実効性向上、その他の取締役会に関する事項について幅広く意見交換を行うこととしており、これらの事項につき独立社外取締役の適切な関与・助言を受けることができる体制としております。引き続き指名・報酬を含めた重要事項の検討にあたり独立社外取締役の適切な関与を受け、決定の透明性・公正性確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4

■ 政策保有株式

当社は、企業価値向上の方針のもと、取引先との長期的・安定的な関係構築や営業推進、資本・業務提携に基づく関係強化を目的に、純投資目的（専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする）以外の目的で上場株式（政策保有株式）を保有しております。政策保有株式のうち、保有の合理性が認められないと判断した政策保有株式については、保有株式を売却することを基本方針としております。当該政策保有株式の保有に関する合理性の検証方法については、旧三菱UFJリースと旧日立キャピタルで一部異なっているものの、各社の取締役会において保有の合理性を検証しております。

旧三菱UFJリースにおける検証方法：

（ ）営業の取引額・利益額、受取配当金額、資本コスト等による定量的評価、（ ）現在までのビジネス活動に対する定性的評価、（ ）将来的なビジネスの可能性を主な検証項目とし、投資先企業毎の保有意義や期待する効果に応じて検証項目の重点を調整することにより、取締役会において保有の合理性を実質的に検証しております。

旧日立キャピタルにおける検証方法：

定量的評価として（ ）時価評価損益、配当金（ ）減損リスク、株価変動リスクおよび定性的評価として（ ）保有の意義に照らした取組実績・状況分析を総合的に考慮し、取締役会において保有の適切性について検証しております。

2021年3月期における個別銘柄の保有の適否に関する取締役会の検証の内容は以下のとおりであります。

・検証対象の大半の銘柄について、保有の合理性が認められることが確認されました。

・検証対象のうち、保有の合理性が認められないと判断される銘柄については、売却もしくは売却を交渉していくことが確認されました。

議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的（取引先との長期的・安定的な関係構築や営業推進等）に照らして、適切に対応しております。

尚、当社の中長期的な企業価値向上又は取引先の企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議決権行使については、特にその内容及び影響を慎重に検証した上で、対応しております。当社が当社および取引先の企業価値や株主利益に影響を与える可能性があると考えている議案としては以下の通りです。

- ・剰余金処分案
- ・取締役・監査役選任議案
- ・組織再編議案 等

今後は、旧三菱UFJリースと旧日立キャピタルにおける検証方法を統一した上で保有の合理性検証を行い、その結果、保有の合理性が認められないと判断した政策保有株式については、売却の交渉を進め、随時、売却を進めていきます。

原則1-7

■ 関連当事者間の取引

当社と役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制・手続きを整備しております。

・当社グループのコンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルにおいて、利益相反取引等の禁止や、情実取引の排除を規定する条項を設け、これらに該当する取引を明確に禁止しております。

・当社と当社役員との間で取引が生じる場合は、事前に社外取締役を含む取締役会において取引条件及びその決定方法の妥当性について審議の上、決定しております。

・当社から主要株主及びその子会社等への与信供与については、その重要性に鑑み、当社の社内規程に基づき総資産額の一定割合を超える金額となる場合、事前に、社外取締役を含む取締役会において与信供与額及びその決定方法の妥当性について審議の上決定しており、取締役会による監視を行っております。

・当社の主要株主及びその子会社等からの資金調達については、当社の社内規程において定められた決裁権限に則り、取締役会等において決定・報告されております。

・当社と当社取締役が役員を兼任する先との取引に係る取締役会審議においては、当該兼任者は議決に参加しないこととし、審議の公正性を確保しております。

・当社における関連当事者間の取引の状況については、監査等委員会及び会計監査人が監査を行っております。

原則2-6

■ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

現在は、旧三菱UFJリース、旧日立キャピタルでそれぞれ年金制度を運営し、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、以下の体制を構築しています。

旧三菱UFJリースの年金制度は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、年金資産の政策アセットミックスを定め、適切に分散した資産配分による運用を行っています。企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反の管理に関して、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、受益者の利益最大化を図っています。具体的には、運用委託機関の選定にあたっては、「経営内容、社会的評価、投資方針（スチュワードシップコード・ESGの取組方針等）などの定性評価」及び「運用経験と実績などの定量評価」等について、評価機関による評価に基づき厳正な審査を行っており、意思決定においては資産運用委員会での意見を踏まえて決定しています。資産運用委員会メンバーの人は企業年金業務経験者の中から行い、選出メンバーには運用受託機関等が実施する研修会、セミナーへの参加を通じて、知識習得を行わせています。

旧日立キャピタルの年金制度は三菱HCキャピタル企業年金基金（以下、「当基金」という）を通じて年金資産の運用を行います。企業年金の積立金の安定的な運用が、従業員の将来の確実な資産形成に加えて自らの財政状態に影響を与えることを踏まえ、人事面では、年金運用の専門能力・知見を有する者を運用執行理事として任用するとともに、運営面では、当社に設置した年金委員会、経営会議において、運用状況のモニタリングを行う等の施策を実行します。また、当基金の決議機関である代議員会は、事業主が選定した議員及び加入者互選による議員で構成し、当社と受益者である加入者との利益相反が適切に管理できる体制で運営します。加入者に対しては定期的に運用状況その他業務の状況を報告します。

原則3-1(i)

■ 経営計画・経営戦略

当社は経営理念・経営ビジョンを策定し、下記リンク先にて公表しております。

経営理念・経営ビジョン(<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/corporate/idea/index.html>)

中期経営計画

旧 三菱UFJリース株式会社

(<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/mul/investors/managementplan/index.html>)

旧 日立キャピタル株式会社

(<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/hc/2021mtmp/index.html>)

原則3-1(ii)

■ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

< 基本的な考え方 >

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識しており、株主、お客様、地域社会、従業員など当社を取り巻くすべてのステークホルダーの方々の権利・利益を尊重し、その信頼にお応えしながら、豊かな社会の実現に貢献するよう努めています。かかる社会的責任を果たすため、当社は、取締役会の活性化、監査等委員会及び内部監査制度の充実、適時適切な情報開示、並びに投資家向け広報活動（IR活動）の活発化等により、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを継続的に進めています。

< 基本方針 >

【株主の権利・平等性の確保】

当社は、株主の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう、環境の整備を含め適切に対応し、少数株主、外国人株主を含む全ての株主の平等な取扱いに配慮します。

【すべてのステークホルダーとの適切な協業】

当社は、全ての活動の指針となる「経営理念」と、全従業員の判断および行動の基準となる「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」のもと、株主、お客様、地域社会、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの方々との適切な協働に努めます。また、当社のステークホルダーの多様性を尊重し、権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、ステークホルダーのみなさまからの信頼と適切な評価を得るために、積極的かつ継続的な情報の開示に努めます。また、当社の経営方針、事業戦略、事業活動、財務状況等に関する情報を正確、迅速かつ公平に開示するための社内体制の整備を行い、適正に運用します。また、法令等で開示が定められている項目はもとより、ステークホルダーのみなさまにとって有用と思われる非財務情報についても、自主的・積極的に開示します。

【取締役会の責務】

当社の取締役会は、社外取締役を含むメンバー全員が、その経験や知見を活かして自由闊達な議論により取締役会を活性化させると共に、適切なリスクテイクを支える環境のもと、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と収益力・資本効率等の改善のために、その役割・責務を適切に果たします。

【株主との対話】

当社は、決算説明会や国内外のIRイベント等を通じて、株主との建設的かつ積極的な対話を行い、当社の経営戦略等に対する理解を得ると共に、株主の立場に関する理解を踏まえた適切な対応に対応に努めます。

原則3-1(iii)

■ 報酬の決定方針と手続

取締役会が定めた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針を本報告書、有価証券報告書等に開示しております。個人別の金銭報酬の額の決定は社長執行役員に一任しておりますが、所定の基準に基づき報酬額を決定し、ガバナンス委員会において事

前に報酬の決定方法等を説明し助言を得たうえで事後に具体的な支給額の検証を経ることで、公正性を確保しております。

原則3-1(iv)

■選解任の方針と手続

取締役会に対する取締役候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識・経験・能力等を総合的に勘案して、社長執行役員が行います。また、取締役会に対する監査等委員である取締役候補者の提案も、以下の選任基準に基づき、監査等委員会の同意を得た上で、社長執行役員が行います。取締役会では、社長執行役員から各候補者の選任理由を丁寧に説明した上で、慎重に審議いたします。

また、取締役について、職務執行に関し不正または重大な法令等の違反があった場合や、その他選任基準に合致しないことが明らかになった場合は、適時に解任について慎重に審議いたします。

【選任基準】

1. 心身ともに健康で、業務の遂行に支障がないこと。
2. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること。
3. 遵法精神に富んでいること。
4. 経営に関し客観的判断能力を期待できるとともに、先見性、洞察力に優れていること。
5. 社外取締役候補者については、上記1.～4.に加え、(イ)出身の各分野における経験・実績と識見を有していること、(ロ)取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献できること、及び(ハ)職責を果たすために必要な時間の確保が期待できること。
6. 再任の候補者については、任期中に各々が期待される役割を果たしていると認められること。

原則3-1(v)

■選解任・指名についての説明

直近の定時株主総会における取締役・監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知に記載しておりますので、以下のリンク先をご参照ください。なお、直近事業年度において、取締役、監査役、執行役員の解任はありません。

<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/mul/investors/meeting/index.html>

補充原則4-1-1

■経営陣に対する委任の範囲

当社では、取締役会規則に基づき、取締役会の決議を要する重要な事項を定めており、その他の事項の多くの決定については、業務執行取締役委任し、経営会議を経て決定することとしています。そして、取締役会規則を適正に運用するため、取締役会付議基準を制定し、取締役会規則に定める取締役会の決議を要する事項のうち、債権や資産の売買等の「重要な財産の処分および譲受け」、借入等の「多額の借財」、重要な社内規程の制定および改廃」等について、取締役会の決議を要する具体的な基準を定めております。なお、取締役会の決議を要する具体的な基準を金額で定める場合は、総資産額をもとに基準額を設定することを基本としております。

原則4-9

■社外取締役の独立性判断基準と選定

本報告書 1.「独立役員関係」をご参照ください。

補充原則4-11-1

■取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社の取締役会は、多様な職種・業界出身の取締役で構成され、かつ、多様性を確保するために相応しい規模の員数としております。

各取締役に、それぞれの経験に裏打ちされたスキル・能力を存分に発揮し、あらゆる角度から、高い識見を活かした経営監督を実践して頂くことを期待しております。

現在、当社は女性の取締役に2名選任しています。また、外国籍の取締役は選任しておりませんが、豊富な国際業務経験を有する取締役に複数選任し、グローバルな事業展開に際して有益な発言を頂いており、取締役会は十分な監督機能を果たしているものと認識しています。

当社は、取締役の多様性は取締役会の機能強化のため重要であり、ジェンダーや国籍・人種はその考慮要素であると認識しています。他方で、その資質や能力が要求に満たないにもかかわらず、形式的・外面的な多様性を満たすために特定の属性の取締役に置くことは、取締役会の機能強化に向けた取組みとしては必ずしも望ましいものではないものと考えております。については、都度の経営環境に照らして必要なスキル・能力の発揮が期待できるか否かを第一義とし、望ましい人材をジェンダー・国籍・人種・年齢・キャリア等の縛りなく選任することが当社における多様性のあるべき捉えかたであると考えており、かかる考え方に基づき、引き続き適切な取締役会の構成につき継続して検討してまいります。

補充原則4-11-2

■役員の兼任状況

取締役候補者の指名に際しては、兼任状況を考慮し、当社取締役として期待する職責を十分に果たして頂けるか検討のうえ、判断しております。当社は、現任の取締役はそれぞれの役割や責務を適切に果たすため、十分な時間と労力をその業務に充てているものと判断しております。

なお、役員の兼任状況は、事業報告に記載しております。事業報告は株主総会招集通知に掲載しておりますので、以下のリンク先をご参照ください。

<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/investors/meeting/index.html>

補充原則4-11-3

■取締役会の評価と結果の開示

(2020年度)

当社(旧三菱UFJリース株式会社)では、コーポレートガバナンスの強化を図るため、取締役会への助言機関として経営評議会を設置し定期的に開催しています。経営評議会は、代表取締役、常勤監査役、社外取締役、社外監査役を構成員とし、取締役会に関する事項についても幅広く意見を交換しております。そのなかで寄せられた取締役会の実効性を高めるための助言を含め、当社の取締役会を分析・評価し、確認された課題に対しては対策を検討・実施することで継続的な改善を進めています。

2020年度の取締役会評価では、取締役会資料の早期提供、重要議案の複数回審議、議案説明における継続的な改善(社内での議論のポイント説明、体系立った説明、方向性の明確化等)、少数株主利益保護の観点からの丁寧な説明、及びコロナ禍でのリモート開催への迅速な対応が評価されました。

今後については、事業部門担当役員と社外役員との対話機会の更なる増加、イノベーション的な議論への取組強化などに関する要望や意見がありました。

以上をふまえて、引き続き取締役会の実効性の向上に取り組んでまいります。

(2021年度以降)

当社は、取締役会の助言機関であるガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)、代表取締役、代表取締役の指名した社内取締役により構成されます。ガバナンス委員会は、社長の指名や取締役の報酬などに関する事項、取締役会の実効性向上、その他の取締役会に関する事項について幅広く意見交換を行い、当社経営の健全性と透明性・公正性の向上に取

り組んでまいります。

補充原則4-14-2

■取締役のトレーニング方針の開示

- ・新任の社外取締役に對し、就任時の説明の一環として有価証券報告書や事業報告等の経営資料を提供し、事業環境等の説明を行っております。
- ・取締役に對し、外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニング機会に関する情報を提供いたします。また、取締役会への助言機関としてガバナンス委員会を設置しており、同会で情報を交換・共有すると共に、種々のコミュニケーションの機会を設けることにより、連携を図っております。
- ・取締役のトレーニングに関する費用は、当社が全額を負担いたします。

原則5-1

■株主との建設的な対話に関する方針

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置きつつ、透明かつ健全な経営を行うことが社会的責任の一つと認識し、株主の皆様との積極的な対話に努めております。

株主の皆様との対話につきましては、エンゲージメント本部長が統括を担当、コーポレートコミュニケーション部とガバナンス統括部を対応窓口とし、これを中心に企画、経理など社内との関係各部門と連携する体制を整備しております。

株主の皆様との対話は大変に重要であるとの認識のもと、以下の取り組みを行っております。

- ・決算説明会を第2四半期決算と通期決算の年2回開催し、経営陣幹部が説明を行い、質疑にも対応。
 - ・経営陣幹部、コーポレートコミュニケーション部、ガバナンス統括部による国内外の機関投資家との個別面談、および説明会、各種カンファレンスへの参加等のIR、SR活動の実施。
 - ・ウェブサイト上に個人投資家向けのページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載するとともに、証券会社や証券取引所が主催する個人投資家向けIRイベント、各種説明会にも参加。
- 株主の皆様との対話で寄せられたご意見・ご懸念などにつきましては、適宜対応窓口であるコーポレートコミュニケーション部から経営陣幹部に対して、速やかにフィードバックを実施し、情報共有を図っております。
- インサイダー情報に関しては、当社インサイダー取引未然防止規程に基づき、適切かつ慎重に管理するとともに、開示については情報開示方針に基づき実施しております。なお、情報開示方針は当社ウェブサイトで公表しております。

<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/corporate/csr/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	240,528,696	16.39
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	208,345,981	14.20
株式会社日立製作所	199,062,180	13.57
株式会社三菱UFJ銀行	50,348,620	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	50,068,510	3.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	49,414,500	3.36
明治安田生命保険相互会社	31,100,390	2.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	28,431,000	1.93
JPMorgan証券株式会社	16,750,123	1.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,364,220	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

外国人株式保有比率および【大株主の状況】は、2021年4月1日時点の株主を記載しております。

以下2021年3月期末基準で記載すべき内容は、吸収合併存続会社である三菱UFJリース株式会社の情報を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中田 裕康	学者											
渡邊 剛	他の会社の出身者											
鴨脚 光真	他の会社の出身者							○	○			
佐々木 百合	学者											
箕浦 輝幸	他の会社の出身者											
平岩 孝一郎	他の会社の出身者											
金子 裕子	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

中田 裕康		○	——	大学教授としての学識や法律の専門家としての深い知見を活かし、2018年に当社監査役に就任した後は、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂き、2021年4月1日の取締役就任後においては、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いていることから、引き続き取締役といたしました。上記の知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くこと及びガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献頂くことを期待しております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準を満たし、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
渡邊 剛			渡邊剛氏は、過去に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員の職にあり、同社は当社の主要株主です。また、同氏は過去に株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)の常務執行役員の職にあり、同社と当社との間には、調達取引等金融取引があります。また、同氏は過去に日本電産株式会社において専務執行役員の職にあり、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係がありますが、2020年度の取引額は同社及び当社の連結売上高の1%未満です。	日本を代表する金融機関およびメーカーでの豊富な経営経験と内外の金融事業に対する高い知見を活かし、実践的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くことを期待し、新任の取締役といたしました。上記の知見を活かし、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くこと及びガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献頂くことを期待しております。
鴨脚 光眞			鴨脚光眞氏は、現在、当社の主要株主である三菱商事株式会社の常務執行役員であり、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係があります。	日本を代表する総合商社での豊富な経営経験と金融事業に対する高い知見を活かし、2019年に当社取締役役に就任した後は、実践的な視点により、取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いていることから、引き続き取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くこと及びガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献頂くことを期待しております。
佐々木 百合		○	——	大学教授としての学識を活かすとともに、国際金融に関する研究者としての卓越した知見や豊富な経験と、日立キャピタル株式会社における経営監督の豊富な経験を当社の経営に反映し、2021年4月1日の取締役就任後においては、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いていることから、引き続き取締役といたしました。上記の知見や経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、独立社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂くこと及びガバナンス委員会の委員として取締役会に対する助言を通じた経営の健全性と透明性・公正性向上に貢献頂くことを期待しております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準を満たし、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

箕浦 輝幸		○	箕浦輝幸氏は、過去にトヨタ紡織株式会社において業務執行者の職にありました。同社と当社との間には、リース契約等の取引関係がありますが、2020年度の取引額は同社及び当社の連結売上高の1%未満です。	日本を代表するメーカーでの豊富な経営経験と高い識見を活かし、2013年に当社取締役就任後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、社外取締役として取締役会の適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献頂いております。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準を満たし、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
平岩 孝一郎		○	平岩孝一郎氏は、過去に株式会社京都ホテルにおいて業務執行者の職にあり、同社と当社との間には、リース契約等の取引関係がありますが、2020年度の取引額は同社及び当社の連結売上高の1%未満です。	本邦の中央銀行や日本を代表する通信会社での経験及び大手ホテルの経営などを通じた豊富な知見を活かし、2015年に日立キャピタル株式会社の取締役に就任(2019年6月からは取締役会議長)した後は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点により、同社取締役会の実効的な運営、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、同社において監査委員長を務めたことから、委員会監査に関する豊富な実績と経験を有しております。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準を満たし、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
金子 裕子		○	——	大手監査法人パートナー及び大学教授としての豊富な経験と、会計の専門家としての深い知見を活かし、2020年に当社監査役に就任した後は、中立かつ客観的な視点から監査を行うことにより、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。2021年4月1日の取締役就任後においては、監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献頂いております。 (独立役員として指定した理由) 独立性基準を満たし、また現在の地位及び過去の経歴等から総合的に検討し、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

執行部門から指揮命令系統を独立させた組織として、監査等委員会室を設置し、専任の使用人が監査等委員会の職務を補助します。監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事異動・懲戒を行うときは、事前に監査等委員会の同意を得るものと、当該使用人に係る人事評価・報酬等を決定するときは、事前に監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得るものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、会計監査人から監査計画及び監査の実施結果、財務報告に係る内部統制監査の状況について説明を受け、積極的に意見及び情報の交換を行っています。監査等委員会は、会社の業務及び財産の調査その他監査業務の遂行にあたり、内部監査部署と定期的な会合を持つなど緊密な連携を保つとともに、定期的に監査計画及び監査の状況、結果の報告を

受けています。監査等委員会は、監査等委員会監査、会計監査人監査、内部監査部署による内部監査のいわゆる三様監査の中で緊張感ある連携が重要であると認識するとともに、より効果的・効率的な監査体制の整備・運用を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は以下の通りです。

■ 社外取締役の独立性判断基準

当社では、東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認し、本人の客観的、実質的な独立性も考慮した上で、独立性を判断しております。

- (1) 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者（ 1）
 - (2) 当社の定める基準を超える借入先（ 2）の業務執行者
 - (3) 当社の定める基準を超える取引先（ 3）の業務執行者
 - (4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
 - (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
 - (6) 当社より、一定額を超える寄附（ 4）を受けた団体に属する者
 - (1) 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
 - (2) 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
 - (3) 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社或いは取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
 - (4) 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。
- なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断し、独立役員として東京証券取引所など国内の金融商品取引所に届け出た場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

・当社は、単年度の業績連動報酬として賞与を支給しております。詳細は、本報告書 1.「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
・また、当社は、2021年4月1日の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2021年2月26日開催の臨時株主総会において、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役及び国外で課税対象となる者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの付与につき決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の役員等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層高いものとし、当該役員等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、2009年度より株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

(2020年度)

当社(旧三菱UFJリース株式会社)の取締役(社外取締役を除く)への報酬は299百万円(基本報酬と賞与の合計244百万円、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬51百万円、社宅提供に係る非金銭報酬3百万円)、監査役(社外監査役を除く)への報酬は64百万円です。また、社外役員への報酬は75百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

() 基本方針

・当社の役員報酬は、事業戦略の遂行を通じて、企業価値を増大させることを目的とし、役員のインセンティブにも考慮して決定する。
・報酬の水準は、中長期の企業価値の増大及び短期の業績向上の双方の観点から、市場水準も踏まえて、各役員の役割と職責に相応しいものとする。

当社取締役会は、上記の基本方針に沿って、ガバナンス委員会(社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)、代表取締役、代表取締役の指名した社内取締役が出席)において事前に説明し助言を得たうえで、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり決定しています。

() 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の内容

報酬体系

・取締役(社外取締役及び監査等委員である者を除く。以下()において同じ)の報酬等は、原則として、基本報酬(固定報酬)、年次インセンティブ報酬(業績連動報酬)及び中長期インセンティブ報酬により構成され、年次インセンティブ報酬については賞与として金銭を支給し、中長期インセンティブ報酬については株式報酬型ストックオプションを割当てることにより支給しています。
・当社は健全な業績連動比率を保持することを目的に、業績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合を設定しています。また、短期業績のみならず中長期に企業価値を向上させるため、報酬制度においても短期及び中長期のインセンティブ比率を適切に構築しています。
・具体的には、業績連動報酬以外(基本報酬及び株式報酬型ストックオプション)と業績連動報酬(賞与)との比率を、概ね、1.3:0.3とする(基本報酬、株式報酬型ストックオプション、賞与の比率を、概ね、1:0.3:0.3とする)ことを基本としつつ、個別の取締役ごとの役割や職責等を総合的に考慮して決定しています。
・社外取締役(監査等委員である者を除く。)については、監督機能の実効性確保の観点からインセンティブ報酬である賞与及び株式報酬型ストックオプションは支給せず、基本報酬のみの構成としています。

業績連動報酬

・業績連動報酬である賞与は、業績と報酬の関係性を明確化する観点から、当社の成長を表す指標として経営戦略上重視する財務指標等を全社業績評価の指標(KPI)に設定することとしています。その目標値は、当社の計数目標として設定した親会社株主に帰属する当期純利益、ROE、OHRを用います。
・代表取締役の賞与は、全額を全社業績評価に連動させ、全社業績評価の指標(KPI)の計画達成度に応じて標準額の0～150%の範囲で支給額を決定します。
・代表取締役を除く業務執行取締役の賞与は、70%を全社業績評価、30%を各自の担当業務評価に連動させ、いずれも標準額の0～150%の範囲で支給額を決定します。
・担当業務連動分は、代表取締役である社長が、定型の評価シートを活用して当該業務執行取締役の担当業務に関する業績・貢献度の観点から定量及び定性評価を行います。業績における目標達成度のみならず、定量だけでは評価することのできない貢献度等の実績も適切に評価することにより、個々の取締役のインセンティブを向上させることを目的としています。

業績連動報酬以外の報酬

・中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションについては、個別の取締役ごとの役割と役位に応じて割当てる新株予約権の個数を決定し、支給します。
・取締役が、担当又は駐在地の変更を伴う異動により、自宅と離れた地域に居住する必要がある場合、当社は、当該取締役に對し、適当な物件を社宅として提供します(以下、当社が社宅を借り上げることに要する1か月あたりの賃料の総額と、取締役より徴収する1か月あたりの社宅料の総額との差額を、「社宅の提供に関する非金銭報酬」という。)。
・提供する社宅は一般標準的な物件とし、かつ、予め役位及び地域別に賃料の上限を設定し、予め設定した割合に基づき算出される社宅料(上限を超過した場合は超過額の全額を加算)を、自己負担分として取締役から徴収します。

報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

・基本報酬は、毎月固定の金額を所定日に支給する。
・賞与は、前年度(4月～翌3月)業績に基づいて決定した金額を、毎年6月の定時株主総会の開催日以降の日に支給する。
・株式報酬型ストックオプションは、取締役毎に割当てる新株予約権の個数を毎年6月の取締役会で決議し、7月に支給する(前払い)。
・社宅の提供に関する非金銭報酬は、毎月、基本報酬と別に支給する。

() 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の決定方法

・当社は、役員の報酬等の決定に関して透明性・客観性を確保するため、報酬等の内容及びその決定方針等をガバナンス委員会において事前に説明し助言を得たうえで、取締役会で審議することとしています。
・取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の額は、株主総会(2021年2月26日)の決議により、基本報酬と賞与の合計で年額800百万円以内(内、社外取締役100百万円)、株式報酬型ストックオプションの付与に係る報酬等の額は年額150百万円以内、社宅の提供に関する非金銭報酬は月額2百万円以内とされています。なお、上記の株主総会決議においては報酬等の額に係る取締役(監査等委員である者を除く。)の員数の定めはありませんが、上記の株主総会決議の効力発生時における取締役(監査等委員である者を除く。)は10名(内、基本報酬のみが支給される社外取締役3名)です。
・基本報酬と賞与の具体的な支給額、並びに社宅の提供に関する非金銭報酬については、個別の業務や当社の状況に精通した者が一定の基準に基づき機動的に決定することが有用と考えており、株主総会で決議された上限の範囲内でその決定を代表取締役である社長に一任することとしています。また、個別の報酬額はガバナンス委員会へ事後に報告し、検証を行うこととしています。また、株式報酬型ストックオプションについては、各取締役に割当てる新株予約権の個数を取締役会において決議することとしています。

() 監査等委員である取締役の報酬等の内容及び決定方法

・監査等委員である取締役の報酬は、監査の公正性確保の観点からインセンティブ報酬である賞与及び株式報酬型ストックオプションは支給せず、基本報酬のみの構成としています。
・監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会(2021年2月26日)の決議により、年額200百万円以内とされています。各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定することとしています。なお、上記の株主総会決議においては報酬等の額に係る監査等委員である取締役の員数の定めはありませんが、上記の株主総会決議の効力発生時における監査等委員である取締役は5名です。

【社外取締役のサポート体制】

- ・社外取締役に対する情報伝達や資料送付等については、主としてガバナンス統括部及び監査等委員会室が担当しております。
- ・原則として、資料は事前に送付しており、また、特に重要な議案については担当部門より事前の説明を実施しております。
- ・社外取締役を含む全ての監査等委員である取締役の職務を補助する監査等委員会室を設置し、監査等委員会をサポートする体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田中 一好	特別顧問	財界・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2010/6/29	1年
小幡 尚孝	特別顧問	財界・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2012/6/28	1年
村田 隆一	特別顧問	財界・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2017/6/29	1年
三浦 和哉	特別顧問	財界・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2019/6/26	1年
白石 正	特別顧問	財界・社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2021/4/1	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新			5 名		
その他の事項					

- ・当社は、社外役員全員を交えた議論を経て、2018年7月に相談役・特別顧問制度を廃止し、新たな特別顧問等に係る制度を制定しております。
- ・当社の会長・社長経験者を財界活動や社会貢献活動等の対外活動に従事する目的で特別顧問とする場合があります。
- ・特別顧問の就任期間は、原則として最長6年間とし、その活動状況を踏まえ必要に応じて契約を1年毎に更新します。但し、制度移行前の相談役・特別顧問については一定の移行措置を講じる場合があります。
- ・特別顧問退任後は、名誉顧問の呼称を使用することがあります。
- ・特別顧問・名誉顧問は経営の意思決定には関与せず、経営陣による特別顧問・名誉顧問への定例報告等も実施しておりません。
- ・特別顧問には、その職務に見合った報酬を支給し、名誉顧問は無報酬としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1)コーポレート・ガバナンス体制の概要
- 当社は、2021年4月1日付の経営統合(以下、「本件経営統合」という。)を機に、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社の機関設計を監査等委員会設置会社といたしました。
- (2)取締役会に関する事項
- 当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能を強化することを目指し、業務執行の決定の多くを経営上の重要事項の審議・決定機関である経営会議等に委任し、意思決定の迅速化を図っております。
- また、業務執行に係る責任を明確にし、取締役会機能の一層の充実・活性化を図るために、執行役員制度を導入しております。なお、2021年6月29日時点の取締役は社外取締役7名を含む15名、執行役員は取締役との兼務6名を含む34名です。
- 加えて、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)、代表取締役、代表取締役の指名した社内取締役により構成されるガバナンス委員会を設置し、社長執行役員の指名や取締役の報酬などに関する事項、取締役会の実効性向上、その他の取締役会に関する事項について幅広く意見交換を行い、当社経営の健全性と透明性・公正性の向上に取り組んでおります。

2020年度における取締役会の開催実績(旧三菱UFJリース株式会社)等は以下の通りです。

2020年度は、取締役会は定時開催(年9回)の他、必要に応じて臨時取締役会(1回)も機動的に開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定いたしました。なお、社外取締役は、豊富な経営経験を活かし、それぞれの視点から、取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献しております。

2020年度は、本件経営統合等の重要事項を審議・決定いたしました。

2020年度における役員の取締役会出席状況は以下の通りです。

取締役会長	白石正	10回中10回
取締役社長	柳井隆博	10回中10回
取締役副社長	占部利充	10回中10回
専務取締役	野々口剛	10回中10回
常務取締役	下山陽一	10回中10回
社外取締役	箕浦輝幸	10回中10回
社外取締役	拝郷寿夫	10回中9回
社外取締役	鴨脚光真	10回中10回
社外取締役	林尚見	10回中9回

常勤監査役	鈴木直人	10回中10回
常勤監査役	三明秀二	10回中10回
常勤監査役	松室尚樹	10回中10回
社外監査役	中田裕康	10回中10回
社外監査役	皆川宏	10回中10回
社外監査役	金子裕子	8回中8回*

* 2020年6月の株主総会で新任役員として選任後の出席状況

(3) 業務執行に関する事項

当社では、取締役会規則に基づき、取締役会の決議を要する重要な事項を定めており、その他の事項の多くの決定は、業務執行取締役委任し、経営会議を経て決定することとしています。そして、取締役会規則を適正に運用するため、取締役会付議基準を制定し、取締役会規則に定める取締役会の決議を要する事項のうち、債権や資産の売買等の「重要な財産の処分および譲受け」、借入等の「多額の借財」、重要な社内規程の制定および改廃等について、取締役会の決議を要する具体的な基準を定めております。なお、取締役会の決議を要する具体的な基準を金額で定める場合は、総資産額をもとに基準額を設定することを基本としております。

経営上の重要事項の審議・決定機関である経営会議は、会長・社長執行役員・副社長執行役員及び社長執行役員が別途定める執行役員から構成され、当社グループの経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討しております。

加えて、特に社外取締役に對する適時適切かつ円滑な情報提供のため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の所属部門として監査等委員会室を設置するとともに、ガバナンス統括部と連携し、円滑な情報提供・連携に努めております。

(4) 監査の状況

当社は、監査等委員会室を設置し、その活動を補助するとともに、内部監査部門と連携し、実効性ある監査を実現しております。

当社の内部監査は、監査部に実施しております。監査部は、独立性と客観性の確保のため、執行部門の業務を兼務しない体制としております。また、監査部は、年間の監査計画に基づき、内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役に報告しております。監査対象先に対しては、発見事項の指摘・改善指導を行い、監査後は改善結果を報告させることにより、監査の実効性を確保しております。また、監査部長は、必要に応じ監査等委員会及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努めるとともに、リスク管理委員会やコンプライアンス委員会などの内部統制部門の重要な会議に出席し、関係する情報を交換しております。

監査等委員会は5名から成り、うち3名は社外取締役に、その決議により定める監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査することとしております。また、会計監査人と適宜情報の交換を行う他、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うこととしております。

監査等委員である木住野氏、箕浦氏、平岩氏は、それぞれ上場企業における豊富な経営経験を有し、企業経営、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、三明氏は三菱UFJリース株式会社の常勤監査役を、平岩氏は日立キャピタル株式会社の監査委員長を、それぞれ務めるなど両社における監査業務に精通しております。

金子氏は、公認会計士として長年会計監査に携わり、現在は早稲田大学大学院会計研究科教授であるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約に基づき、監査等委員会や内部監査部門とも連携し、また、内部統制部門からも関係する情報の提供等を受けて実施されております。

当社の2020年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツ指定有限責任社員・業務執行社員白田英生氏、清水基弘氏、齋藤映氏の3名です。

また、上記監査業務に係る補助者の人数は、公認会計士11名、その他18名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社長の指名や取締役の報酬などの重要事項の他、取締役会の実効性向上などに関する取締役会の助言機関として、社外取締役（監査等委員である取締役に含む）、代表取締役、及び代表取締役が指名した社内取締役に構成される任意のガバナンス委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送するよう努めています。また、発送日前にTDNet及び当社ウェブサイトにて開示しています。直近の定時株主総会においては、株主総会招集通知を発送日の3日前にTDnet及び当社ウェブサイトで開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日の設定に努めています。直近の定時株主総会は、2021年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部英訳を実施しております。
その他	臨時報告書において、賛否の票数も含めた議決権行使結果を開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様からの信頼と適切な評価を得るため、証券取引所の規則や金融商品取引法等の諸法令で開示が定められている項目はもとより、株主・投資家の皆様にとって有用と思われる情報の自主的・積極的な開示に努めています。上記基本姿勢のもと、情報開示方針を定めており、その内容をウェブサイト(https://www.mitsubishi-hc-capital.com/corporate/csr/index.html)に公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ウェブサイト上に個人投資家向けのページを開設しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算・第2四半期決算発表後に、社長執行役員による決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	米州・欧州・アジア等の投資家との定期的な個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、プレスリリース、決算短信、決算概要、コーポレートレポート等のIR情報をウェブサイト(https://www.mitsubishi-hc-capital.com/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンにおいて、ステークホルダーに対する企業責任を明確化しております。なお、この経営ビジョンは、当社ウェブサイトにて公表しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	「リース事業はモノにかかわるという仕組みにおいて、環境問題に高く貢献できるビジネスである」という認識のもと、環境マネジメントシステムを構築することに加えて、主要事業所におけるISO14001認証取得など、循環型社会形成への貢献を行う環境配慮型経営を推進しております。また、CSR(企業の社会的責任)活動に関する具体的な方針、取組みをまとめたコーポレートレポート・ESGデータを毎年作成し、当社ウェブサイトにて公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示手続に関する情報開示取扱規程を制定し、ステークホルダーの皆様に対し、三菱HCキャピタルグループに係る情報の正確、迅速かつ公平な開示を行っております。また、情報開示方針において、IR活動の目的と基本姿勢、情報開示の基準・方法等を定めております。
その他	当社では、国籍、年齢、性別等、個々の属性や多様な価値観を活かし、多様な人材の活躍推進を目的としたダイバーシティ推進室を設置し、社員一人ひとりが意欲と活力を持ち効率的に働くことができる職場環境づくりや、仕事と家庭生活との両立を支援する制度の拡充を積極的に行っております。 その中で、女性の活躍推進については、キャリア形成のための人材育成研修、能力・適性・チャレンジ意欲を活かしたコース転換制度・社内公募制度などのキャリア支援施策のほか、柔軟な勤務制度の導入、育児休業取得中の社員への情報提供ツールの配布、保育費用支援等の育児両立支援施策を実施しております。また、各種育成プログラムを通じて女性管理職の計画的な育成・登用を実施しております。取組方針や具体的な取組内容はコーポレートレポートやウェブサイト上で開示しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第399条の13第1項口及び八並びに関係法令に則り、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を以下の通り決議しております。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

なお、以下において、「当社グループ」は「当社並びに当社の子会社及び関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社及び関連会社」を指します。

また、内部統制システムの当社グループ会社への具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

【グループ管理体制】

(1)当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を制定する。

(2)当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。

(3)当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。

(4)当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

【法令等遵守体制】

(1)当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範を制定する。

(2)当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。

(3)当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー(リスクマネジメント本部長)及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。

なお、当社グループ会社は、当該会社の事業上固有の法定的リスク等が存在する場合には、必要に応じて当社と連携のうえ、適切なコンプライアンス体制を整備する。

(4)当社は、コンプライアンス・プログラム(当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。

(5)当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。

(6)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。

(7)当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

【情報開示体制】

(1)当社グループは、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うための社内規程類を制定する。当社グループ会社は、必要に応じて当社と連携する。

(2)当社は、当社グループに関する情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。

【内部監査体制】

(1)当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に対する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。

(2)当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役役に報告する。また、当社グループの監査対象先に対しては、発見事項の指摘・改善指導を行い、重要な発見事項の指摘・改善指導については、監査後に改善結果を当社監査部長へ報告させ、監査部より代表取締役役に報告することにより、監査の実効性を確保する。

(3)当社の監査部長は、必要に応じ当社の監査等委員や当社グループ会社の監査役等、及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

【リスク管理体制】

(1)当社は、当社グループ全体のリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定するとともに、当社グループ会社においてもリスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を整備する。

(2)当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備する。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部としてリスクマネジメント統括部を設置する。

(3)当社は、当社グループの経営全般に係るリスクの現状および課題、その対応策等について、取締役会に報告する。

(4)当社グループ会社は、経営全般に係るリスクの現状および課題、その対応策等について当社に報告するものとし、当社は、必要に応じて取締役会にこれを報告する。

(5)当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。

)信用リスク)アセットリスク)投資リスク)市場リスク)資金流動性リスク)カントリーリスク)オペレーショナルリスク

(6)当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図り、もって企業価値の持続的向上に資するとともに、顧客・株主・従業員・地域社会をはじめとするステークホルダーに対する企業としての社会的責任を果たすため、総合的なリスク管理・運営を行う。

(7)当社は、当社グループのリスクを特定・認識・評価・計測・制御・監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。

(8)当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。

(9)当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にするとともに当社グループ会社と共有することにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。当社グループ会社は、各社において社内規程類を制定する。

【職務執行の効率性確保のための体制】

- (1)当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。また、当社グループ会社は、当社グループの経営目標・経営計画に基づき、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- (2)当社は、経営会議を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を、経営会議における審議を経ることを条件として社長に委任する。経営会議は、当社グループの経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3)当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。当社グループ会社は、社内規程類に基づき、必要な事項について当社に報告・相談等適切な連携を行う。

【その他の取締役の職務執行に係る事項】（取締役の職務執行の法令・定款適合性確保のための体制、情報の保存及び管理に関する体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制）

- (1)当社は、経営上の重要事項について審議、決定を行うため経営会議を設置し、監査等委員会の選定する監査等委員はこれに出席して審議の内容を確認し、報告を受ける。
- (2)当社は、取締役会における専決事項の他、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、取締役の権限、責任を明確に定める。
- (3)取締役会は、業務執行取締役の業務執行に関する重要な情報の報告を受け、これを確認するほか、内部通報制度を活用する。
- (4)当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。
- (5)当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

【監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制】

- (1)監査等委員会の職務を補助するために、当社に監査等委員会室をおく。
- (2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会室におく。
- (3)上記の使用人は監査等委員である取締役を除く取締役の指揮命令に服さない。
- (4)上記の使用人の人事異動・懲戒を行うときは、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、当該使用人に係る人事評価・報酬等を決定するときは、事前に監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得るものとする。
- (5)業務執行取締役は、上記の使用人が監査等委員会の職務の補助を円滑に行えるよう、就業環境等の整備に協力する。

【監査等委員会への報告に関する体制】

- (1)取締役、執行役員等及び使用人は、次の事項を遅滞なく監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
 - 1.当社に著しい損害(信用の失墜を含む)を及ぼすおそれのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合は、直ちにその旨(重要な訴訟に関する事項を含む)。
 - 2.取締役が整備する内部通報制度による通報の状況。
 - 3.反社会的勢力との取引排除・関係遮断に関する管理の状況。
 - 4.その他監査等委員会が報告を求める事項。
- (2)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、前項に定める事項が発生した場合には遅滞なく監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員に報告しなければならない。
- (3)監査等委員会の選定する監査等委員は、職務執行に必要な情報を交換するなどの方法により、当社グループ会社の監査役等と緊密に連携する。
- (4)取締役、執行役員等及び使用人は、監査等委員会の要求があった場合には、監査等委員会に出席し、必要な資料を添えて説明しなければならない。また、監査等委員会の選定する監査等委員の要求があった場合においても、同様の説明義務を負う。
- (5)当社は、監査等委員会又は監査等委員に(1)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、一切の不利益な取扱いをしない。
- (6)当社は、内部通報制度を用いて通報したことを理由として通報者に対して一切の不利益な取扱いをしないこととし、社内規程にこれを明記するとともに、社内研修等を通じて全従業員に周知する。

【監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務に係る方針】

- (1)監査等委員会室は監査等委員から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

【その他監査等委員会の監査の実効性確保のための体制】

- (1)監査等委員会は、取締役、執行役員等及び使用人から定期的に事業の状況について聴取を実施する機会を設けるとともに、社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を実施する。
- (2)監査等委員会は、専門性を要する案件については、必要に応じ弁護士、会計監査人等に意見を求めることができる。
- (3)監査等委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
- (4)監査等委員会は、内部監査部署と連携して、定期的又は随時、子会社を含めた事業所等の監査を行い実態を把握しつつ、監査の実効性の向上に努める。
- (5)監査等委員会の選定する監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、経営会議、委員会その他の重要な会議に出席し、必要な発言をすることができるほか重要書類の閲覧ができるものとする。
- (6)監査等委員会の選定する監査等委員は、当社及び子会社に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査を行うものとし、当社及び子会社は協力するものとする。
- (7)内部監査部署長の人事については、監査等委員会の選定する常勤監査等委員と事前に協議を行うものとする。
- (8)内部監査部署は、監査等委員会に内部監査計画、内部監査結果および重要な内部監査関連規程の改廃について報告を行うとともに、監査等委員会からの情報提供、調査・報告に係る要請があるときは、これに応じるものとする。
- (9)取締役、執行役員等及び使用人は、監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づく監査等委員会の職務執行につき、必要な協力を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力に対する基本的な考え方

当社グループは、経営トップ以下、組織全体で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係を一切遮断・排除することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)社内規程類の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力の排除を「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」に定め、その具体的な内容を社内規程類に定めております。

(2)対応統括部署

当社グループでは、反社会的勢力対応の統括部署を定め、反社会的勢力対応に係る統括管理を行うとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。また、不当要求防止責任者を営業拠点、本部部署等に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

(3)反社会的勢力排除に向けた主な具体的な取組み

取引の際および定期的に相手方の調査を行っております。

反社会的勢力との取引を解消するため、契約書や取引約款へ反社会的勢力排除条項を導入・整備しております。

必要に応じ警察や弁護士等へ相談するなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力への対応を行っております。

(4)研修活動の実施状況

当社グループでは、反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的に行っているコンプライアンス研修のカリキュラムに組み入れております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及びグループ各社等に関する重要情報の開示については、開示内容の正確性を確保しつつ、迅速な公表を行うことに努めており、以下の体制により重要情報を適時・適切に開示しています。

・重要な決定に関する情報、発生事実に関する情報及び決算情報等(以下「重要情報等」)については、当該情報を管理する部門の管理責任者が開示担当部署に報告を行う。

・グループ会社における重要情報等については、当該グループ会社を管理する部署が同様に報告を行う。

このような体制と手続を経て、開示担当部署は社内規程類に基づいて、把握した情報の適時開示を行っています。

なお、重要情報等は社内規程類に則って適正に管理することとし、インサイダー取引の防止に努めています。

